

ID: 37

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	行為の許可		
例規名 根拠条項	聖籠町公民館設置及び管理に関する条例施行規則 第19条ただし書		
例規番号	平成元年 教育委員会規則第2号		
<p>【根拠条文】 (使用者の遵守事項) 第十九条 公民館の使用者及び入場者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。</p> <p>一 みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をしないこと。 二 物品の販売若しくは陳列をし、又は広告類の掲示若しくは頒布をしないこと。 三 みだりに特品の設備をしないこと。 四 他人に迷惑のかかる行為をしないこと。</p> <p>【基準】 (事例) 二 研修等に使用し、テキスト代を徴収する場合</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日